



# 直島町不妊治療費助成事業のお知らせ



直島町では、不妊治療を受けられたご夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の助成を行います。

## 助成の対象となる治療法

- ❖ 一般不妊治療：人工授精・ホルモン療法（排卵誘発剤等を含む）・タイミング療法
- ❖ 特定不妊治療：体外受精・顕微授精

※医師の判断につきやむを得ず中断した場合も対象とする

## 助成を受けることができる方

次の全ての要件を満たす方

- 法律上の婚姻をしている夫婦
- 夫婦の両者が直島町に居住し、申請日において1年以上住民基本台帳・外国人登録原票に登録されている方  
※単身赴任等特別な事情が明らかな場合は、この限りではない
- 産科・婦人科等で不妊治療が必要であると診断されている方
- 初回の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方
- 夫婦とも町税の未納・滞納がない方

## 助成額等

- ❖ 一般不妊治療・特定不妊治療に係る自己負担分全額  
※香川県特定不妊治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額
- ❖ 1回の治療につき  
一般不妊治療：1万円を限度で通算6回  
特定不妊治療：20万円を限度で通算10回  
※食事療養費、入院に伴う差額室料、文書料等は対象外
- ❖ 不妊治療の要否の検査費用
- ❖ 不妊治療の医療機関までの往復交通費  
※公共交通機関（定期船、バス、鉄道）を利用し、医療機関の直近の駅、停留所までに要する往復運賃

## 申請の手続き

- ❖ 申請期限：治療が終了した日から換算して1年以内
- ❖ 提出先：直島町役場 住民福祉課
- ❖ 提出書類  
【1】直島町不妊治療費助成申請書  
【2】直島町不妊治療費助成事業受診等証明書  
【3】医療機関が発行する治療に係る領収書  
【4】県特定不妊治療費助成決定通知書（写し）—該当者  
【5】住所及び法律上の婚姻をしていることを証明する書類（続柄記載の住民票等）  
【6】納税証明書  
【7】直島町不妊治療交通費助成申請書  
【8】その他町長が必要と認める書類



## 医療機関

特定不妊治療：香川県知事指定医療機関・県外においても、その県の知事等が指定している医療機関

## 相談・書類提出先・問い合わせ

- ❖ 町事業について：直島町役場 住民福祉課 ☎087-892-3400
- ❖ 県事業について：香川県東讃保健福祉事務所 ☎0879-29-8264

